

盛岡市まち・ひと・しごと創生基金の創設について

令和3年3月8日
市長公室

1 基金創設の趣旨

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、まち・ひと・しごと創生基金を設置しようとするものである。

2 制定の背景

令和2年度から、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（第2期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載している計画事業）に対する寄附を受け入れているが、受領年度以降の支出が確実に見込まれる場合は、受領した寄附金を基金に積み立てる必要がある。

なお、基金への積立てに充てる寄附は、内閣府が定める基金の要件（※）を備えている場合に、企業版ふるさと納税として税制優遇措置の対象となる。

※企業版ふるさと納税として税制優遇措置の対象となる寄附金の要件

- (1) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（第2期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載している計画事業）に対する寄附であること及び当該事業費に充てられることが確実であること。
- (2) 1回あたり10万円以上の寄附であること。
- (3) 主たる事務所又は事業所が盛岡市外に存すること。
- (4) 寄附がされた年度以降の支出が確実に見込まれる場合は、市が受領した寄附金を基金に積み立てること。

3 積立予定額

10,000千円（寄附金 8,000千円，一般財源 2,000千円）

4 基金創設

(1) 創設

盛岡市まち・ひと・しごと創生基金条例を制定する。

(2) 積立

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(3) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金に編入する。

(4) 条例の施行期日 公布の日